

権利証が無い（本人確認情報）

不動産の登記申請をする際に登記義務者（登記により形式的に不利益を被る者）は、登記識別情報又は登記済証（これらは「権利証」と呼ばれています）を登記申請の添付書類として提出することになります。

この「権利証」は再発行がされないため、紛失している場合は、印鑑証明書を申請書に添付したうえで、事前通知による申請をするか、資格者代理人による本人確認情報の提出をしなければいけません。

今回は、資格者代理人による本人確認情報について説明します。
要件は、以下のとおりです。

- ① 正当な理由で登記識別情報・登記済証の提供ができないこと
- ② 資格者である当該申請の代理人が
- ③ 申請人が登記義務者であることを確認するために必要な情報を提供し、
- ④ 登記官がその情報を相当と認めること

この本人確認情報の提供によって、権利証が無い場合でも、登記手続きは進行しますので、円滑・迅速な取引をすることができます。

司法書士が提供する本人確認情報は、職責に基づいて、登記の受託に際して、依頼者が権限を有する本人であること及び登記申請の内容について総合的に調査確認し、正しく登記申請している実体・実績を考慮したうえで作成する必要があります。面識がある場合でも、必ず面談での確認を要します。



（司法書士 小司隆信）



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

